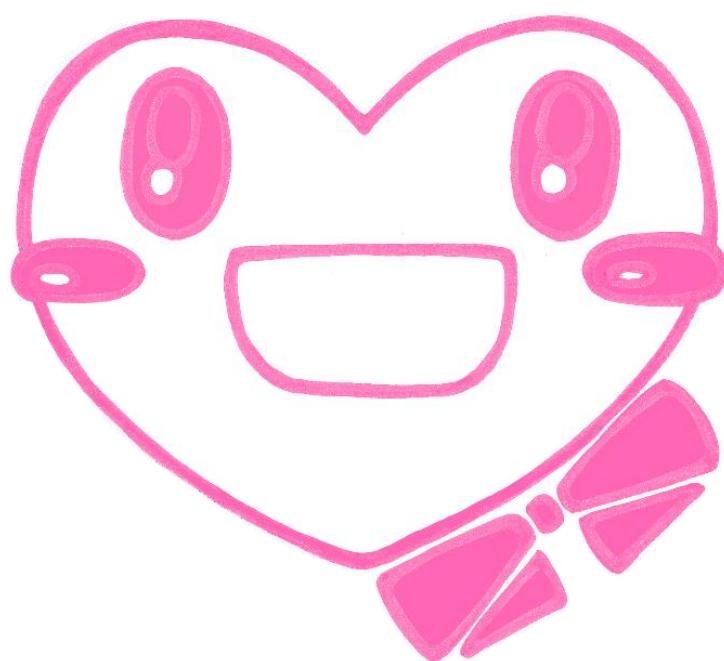


2024年

滝川市介護予防事業

支えあいポイント

の手引き



滝川市介護福祉課
滝川市ボランティアセンター

支えあいポイントとは？？

目 的

この事業は、40歳以上の方が市内の介護施設などでボランティアを行うとポイントが付き、たまったポイントを交換できる仕組みとなっており、ボランティア活動を通じた社会参加や地域貢献をすることで、ご自身の生きがいづくりや介護予防につなげることを目的としています。

対 象 者

40歳以上の滝川市民のみなさま

- ①介護保険料の滞納がないこと
- ②上記①の確認のための同意書を提出いただけること

対象となる活動

主な活動

滝川市社会福祉協議会(滝川市ボランティアセンター)に登録されたボランティア活動が対象です。

受け入れ施設によって活動内容が異なります。

例)・傾聴・お話し相手

- ・レクリエーション・体操の手伝い
- ・いきいき百歳体操サポーター
- ・介護保険施設等の趣味活動のサポート(書道、絵手紙等)
- ・介護保険施設等の喫茶コーナー
- ・読み聞かせ
- ・高齢者と一緒に行う裁縫、洗濯物の整理 など

場所

ボランティアセンターに登録された施設、会場等

ポイント

2時間以内 1ポイント、2時間超 2ポイント

※1日上限は2ポイント

※40歳以上64歳までの登録者の方へ

上記のポイント付与については高齢者施設での活動もしくは高齢者の方への支援等に限定されますのでご了承願います。

詳細はお問い合わせ願います。

！ただし、以下のものは対象外です！

- ①営利目的のもの
- ②政治、宗教活動
- ③公序良俗に反するもの
- ④本来、施設職員が行うべき行為
- ⑤報酬、謝金等が支払われる活動
- ⑥ボランティア登録者自身の親族等に対する活動
- ⑦民生委員、保護司、各種委員など法令等に基づいて設置される職としての活動
- ⑧そのほか滝川市長が不相当と認めるもの

※④は施設においてボランティアを行う場合に対象外となるものです。

活 動 の 流 れ

1 ボランティア【登録】をします。

- ① ボランティア登録申請用紙に記入し、ボランティア登録をします。
申込場所： 滝川市ボランティアセンター（滝川市社会福祉協議会内）
- ② 支えあいポイント手帳をお渡しします。手帳の表紙にはお名前、2ページ目には住所や連絡先を記入する欄がありますので、それぞれ記入してください。
- ③ 登録にあたっては、説明会へ参加するか、ボランティアセンターにて 20～30 分程度の説明を受けてください。

※ 安心して活動をしていただくためにも、ボランティア保険（基本プランの場合350円）の加入をお勧めします。（登録の方の99.9%が加入されています。）

※（他の団体ですでに加入済みの場合は不要です）



2 ボランティア活動をします

各自ボランティア活動を行っていただきます。

《ボランティア活動別の流れ》

**登録施設での
ボランティア活動**



ボランティアセンターにて、登録施設からボランティアの派遣依頼を受け付けます。

↓
派遣依頼のあったボランティアを、ボランティア登録された皆様に紹介し、派遣の決定をします。

↓
ボランティア当日は施設職員の指示に従って、ボランティア活動を行ってください。スタンプの押印は施設職員が行います。

※これまでに施設と直接連絡を取り合いボランティアをされていた皆さまは、これまで通り施設と直接日程の調整を行っていただいて構いません。

**いきいき百歳体操
サポーター活動**



いきいき百歳体操各会場にて、サポーター活動を行ってください。
通常のボランティア活動と同様、2時間以内の活動で1ポイント、2時間を超える活動で2ポイント付与されます。
(ほかのサポーターやいきいき百歳体操参加者にスタンプを押印してもらいます。)

**その他ボランティアセンター
を通した活動**



ボランティアセンターに依頼のあったボランティアを、ホームページや広報誌などを使って募集します。

↓
その中にやりたいボランティア活動があればボランティアセンターに連絡をしてください。

↓
ボランティアセンターと受入側で調整を行い、皆さんに連絡いたします。その後活動を行ってください。
スタンプの押印はボランティアセンターにて行います。



3 手帳にスタンプをもらいます

- ① ボランティア活動後は、登録施設またはボランティアセンターにて手帳にスタンプを押してもらいます。
- ② 2時間以内の活動で1ポイント。2時間を超える活動で2ポイント。
1日最大でも2ポイントまでしかもらえません。
※ 活動後に、活動実績を、登録施設からボランティアセンターへ提出してもらいます。
※ いきいき百歳体操サポーターは、他のサポーター又は参加者に確認してもらいスタンプを押してください。翌年1月手帳提出時に、代表の方が1年分の名簿をボランティアセンターに提出してください。

【 注 意 事 項 】

- 基本的には、当日押印のみですが、名簿で確実に参加が確認できる場合は、後日の押印が可能です。
(例)手帳を忘れた場合など。その際には、日付が前後しないように注意してください。
- 手帳を紛失したら…
 - ✓ 手帳の再発行は可能です。ただし、失くした手帳のポイントは原則として消滅します。
⇒ボランティア活動名簿を見て、失くしたポイント分の活動記録が確認できれば、ポイントの再発行も可能です。
 - ✓ 手帳の再発行後に古い手帳が出てきた場合は、滝川市ボランティアセンターに連絡してください。



4 ポイント交換をします

○毎年1月4日～1月31日までの間に、「支え合いポイント手帳」に付いている申請書と同意書に必要事項を記入して、切り離さずに手帳ごとボランティアセンターに提出してください。

なお、提出後は手帳をお返すことはできませんのでご了承ください。

○ボランティアセンターにて、登録施設などの活動記録をもとに、ボランティア活動をした日時と内容の確認をします。いきいき百歳体操サポーターは、活動日が記載されている名簿をもとに活動日を確認します。

○市役所介護福祉課にて、介護保険料の滞納等を確認します。

○ポイントに応じた還元金額

ポイント	活動評価	ポイント	活動評価
10～19	1,000円相当	60～69	6,000円相当
20～29	2,000円相当	70～79	7,000円相当
30～39	3,000円相当	80～89	8,000円相当
40～49	4,000円相当	90～99	9,000円相当
50～59	5,000円相当	100以上	10,000円相当

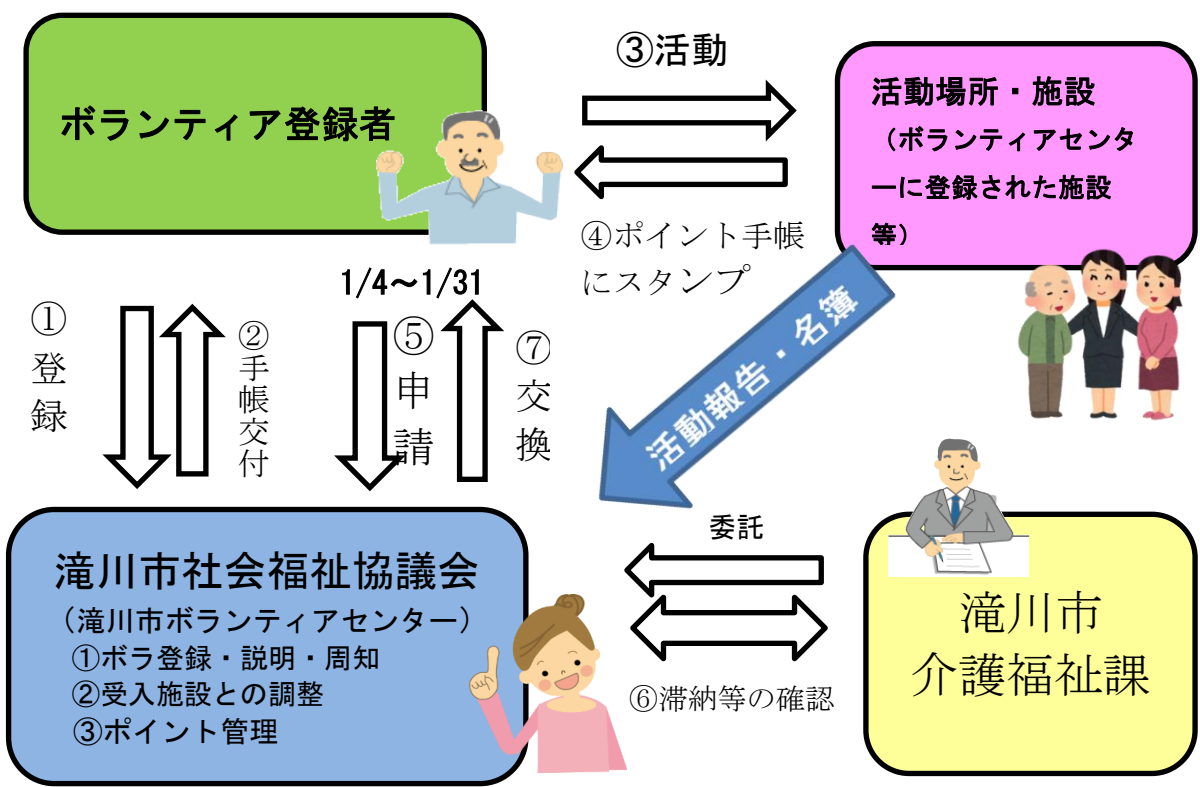
○交換内容 ※いずれかひとつ選べます。

- ① 図書カード
- ② QUO(クオ)カード
- ③ 商品券【イオン】
- ④ 商品券【アークス】
- ⑤ お菓子券
- ⑥ 社会福祉協議会への寄付

⑥を選択した場合のみ、他の方法も選択可。

(例)40ポイント貯まっている→社協への寄付に1,000円相当分、残り3,000円相当分は図書カード

※社会福祉協議会への寄付は、社会福祉の向上やボランティア活動の推進など、地域の皆様が安心して暮らすことのできる地域福祉活動につながります。



支えあいポイントに関する Q&A

Q1 この制度を利用するにはまず何をしたらいいですか？

A. この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、滝川市ボランティアセンターでボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やケガに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。

Q2 ボランティア活動に行くときにけがをしたら？

A. ボランティア保険に加入している方は、滝川市ボランティアセンターにご連絡ください。ケガ等の状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。

Q3 1日に複数のボランティア活動をして、スタンプはもらうことができますか？

A. 1日に複数のボランティアを行っても、スタンプは1日最大2ポイントまでしか付与されません。

Q4 スタンプを集めたら、どうしたらいいですか？

A. 毎年1月4日～1月31日までの期間をポイント交換申請期間としております。この申請期間内に支えあい手帳に添付されている申請書と同意書に必要事項を記入の上、手帳ごとボランティアセンターに提出してください。申請後、ポイントと交換を3月末までに行います。

Q5 同じ手帳にスタンプをため続けていいですか？

A. 支えあい手帳は毎年新しく発行いたします。毎年1月～12月までを活動期間として区切っておりますので、年をまたいでポイントを貯めたりせず、必ずその年の手帳にスタンプを押してもらうよう注意してください。なお、160ポイントを超えた方には予備のスタンプ帳をお渡ししますのでお申し出ください。

Q6 滝川市外に転出した場合は対象になりますか？

A. 滝川市外に転出することになり、貯めたポイントを交換したい方は滝川市ボランティアセンターに連絡をしてください。

Q7 ボランティア活動へ行った際手帳を持参するのを忘れてしまった場合はどうなりますか？

A. 基本的には、当日押印のみですが、名簿で確実に参加が確認できる場合は、後日の押印が可能です。ただしその際日付が前後しないよう注意してください。

Q8 ポイントの繰り越しは可能ですか？

A. 貯まったポイントの翌年への繰り越しは出来ません。

ボランティア活動の心得

第 1 条…できることから始めましょう

自分の身の周りを見回し、気の付いたことから手がけ、自信がいたら徐々に大きな課題に取り組んでいくことが大切です。

第 2 条…相手の立場に立って考え、行動しましょう

ボランティア活動は1人でするものではなく、相手の思いや願いに根ざして取り組まれるものです。常に反省を怠らず、立ち止まりながら進めていくことが大切です。

第 3 条…無理をせずゆっくりはじめ、そして長く続けましょう

ささやかな活動でも継続することが信頼を呼び、活動を長続きさせることになります。活動は無理をすると長続きしません。自分には無理だと思ったら、はっきり断る勇気を持つことも必要です。

第 4 条…約束は必ず守りましょう

訪問日時や援助内容だけでなく、ささいな会話の中での約束ごとは小さなことでも必ず守ることが大切です。相手との信頼関係をいかに確立するかにかかっていると一言で言っても過言ではありません。

第 5 条…活動にけじめをつけましょう

活動できる時間や場所、能力などには限界があります。自分の能力を知り、可能な範囲で目的に合わせて活動するよう、けじめをつけることが大切です。

第 6 条…活動を点検し、振り返りましょう

ボランティア活動を始めるには勇気と積極性の一方で謙虚さも必要になります。周りの人の立場や気持ちを考えながら時には自分の活動を振り返ってみることも大切です。

第 7 条…活動を通して学びましょう

ボランティア活動は相手に対する一方通行的な活動ではなく、活動を通じて相手から学ぶ双方向的な活動であることが特徴です。

第 8 条…安全にも配慮しましょう

活動内容の点検、潜在的な危険の予防、緊急時の処置方法、用具の関係、適切な人員配置、そして保険への加入など安全対策が必要です。

第 9 条…家族や周囲の理解を得ましょう

ボランティア活動は相手の都合で活動が休日や長時間になる場合があります。活動の継続のためにも、家庭や仕事の犠牲にならぬよう、十分周囲の理解を得てから取り組むことが大切です。

第 10 条…秘密を守りましょう

ボランティア活動は人と人との結びつき、助け合いが基調です。そのため相手のことをよく知っておく必要がありますが、ボランティアを信頼して話されることですので、決して他言してはいけません。

<お問合せ先>

管理機関 滝川市ボランティアセンター

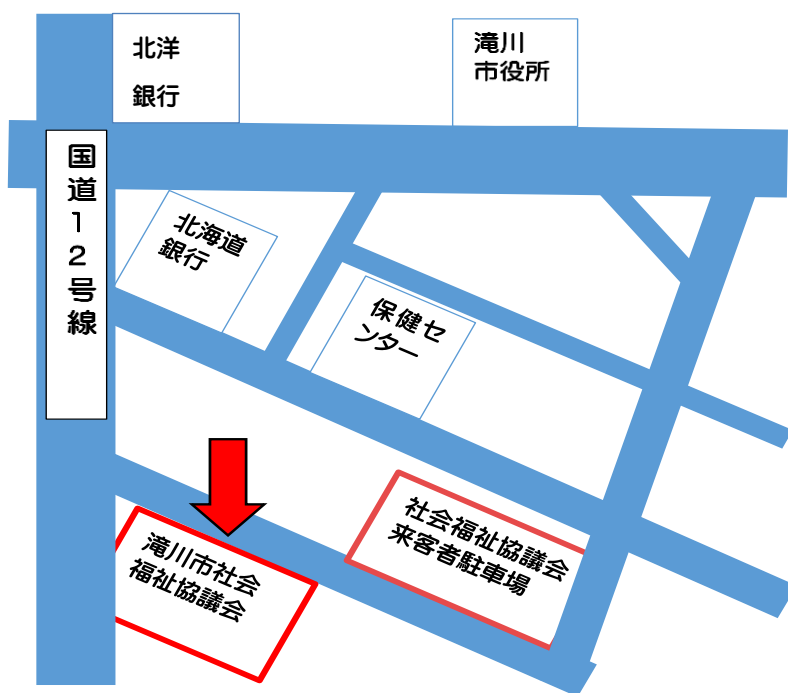
8:30～17:00 (土日祝日お休み、年末年始 12/29～1/3までお休み)

☎ 22-2471 fax 24-8657

〒073-0032

滝川市明神町1丁目3-1 NTT東日本滝川ビル

滝川市社会福祉協議会内



実施主体 滝川市介護福祉課 **☎** 28-8027

〒073-0022 滝川市大町1丁目2-15 滝川市役所内